

## 令和元年度山形県環境保全活動支援事業募集要領

### 第1 制度の目的・概要

本補助金は、環境への負荷の少ない持続的な発展が可能な社会の構築を推進するため、環境の保全及び創造に関する自主的な活動を行う県内の団体に対し、活動費の助成を行うものです。

### 第2 補助対象者

補助対象となるのは、次の要件をみたす団体とします。ただし、国及び地方公共団体は対象外となります。

- (1) 主として県内で活動する団体であり、団体の本拠としての事務所を県内に有すること。
- (2) 定款、寄附行為又は規約等を有し、団体としての意思決定により事業執行ができること。
- (3) 複数名で構成され、代表者が明らかであること。
- (4) 政治活動、宗教活動又は営利事業を主たる目的とする団体ではないこと。
- (5) 暴力団又は暴力団員等が関与していないこと。

### 第3 補助対象事業

第3次山形県環境計画に掲げる6つの基本目標の実現に資すると認められる次の環境保全活動（ただし、団体において新規に取り組む活動に限る）。

- (1) 地域の環境の保全に係る知識の普及に関する事業
- (2) 地域の環境の保全に係る実践的な活動に関する事業

#### 第3次山形県環境計画に掲げる6つの基本目標

- ① 地球温暖化を防止する低炭素社会の構築
- ② 再生可能エネルギー等の導入による地域の活性化
- ③ ゴミゼロやまがたの実現に向けた循環型社会の構築
- ④ 豊かな環境を守り、活かす自然共生社会の構築
- ⑤ 安全で良好な生活環境の確保
- ⑥ 環境教育を通じた環境の人づくり

(注) 本補助金とは別に同種の補助金等を受けている又は受ける予定となっている活動、補助事業開始前（「交付決定日以前」）に実施した活動については、補助対象となりません。

### 第4 補助対象経費

補助対象経費及び補助金の額は、別表1のとおりとします。

(注) 補助対象経費は本事業の対象として明確に区分できるもので、かつ証拠書類によって金額等が確認できるもののみになります。

## 第5 補助金額等

- (1) 補助金額：上限 20 万円
- (2) 予 算 額：100 万円（県全体の交付決定額の上限）

## 第6 補助事業期間

「交付決定日」から令和2年3月31日まで

## 第7 応募手続等

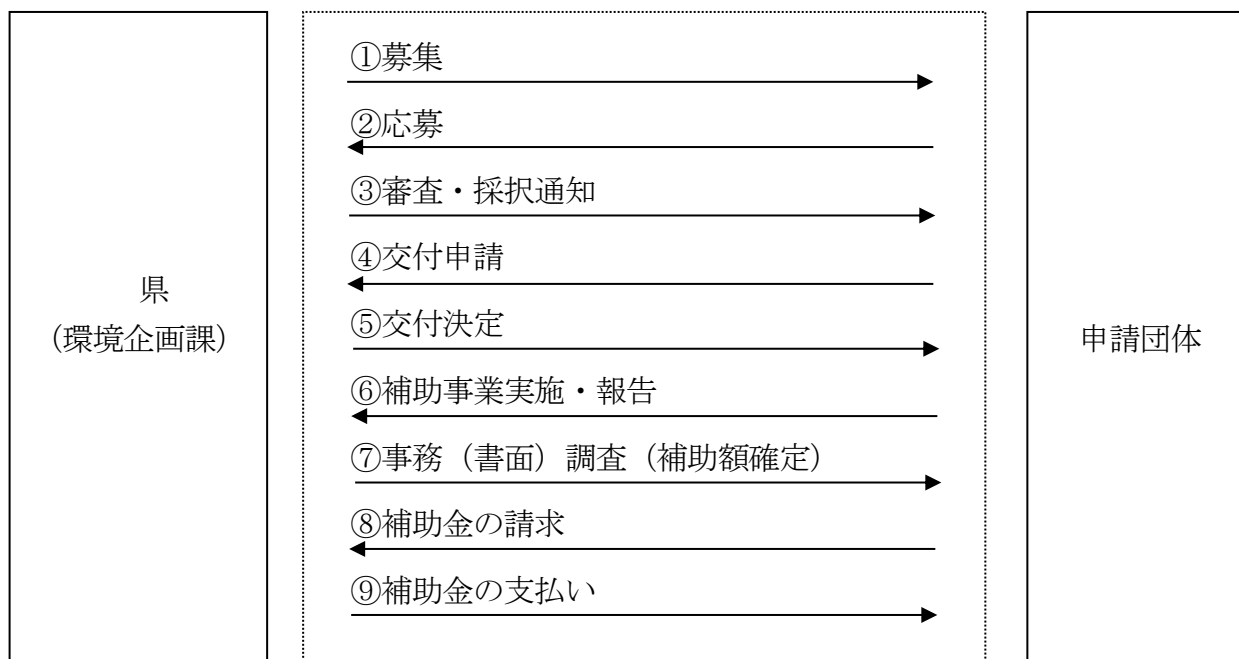
- (1) 書類受付期間  
令和元年6月24日（月）～ 7月26日（金）
- (2) 応募方法  
持参又は郵送による（ただし、郵送の場合は期間内必着。消印有効ではありません。）
- (3) 提出先  
山形県 環境エネルギー部 環境企画課（県庁舎7階）  
住 所：山形市松波二丁目8-1（〒990-8570）  
電 話：023-630-2336、F A X：023-630-2133
- (4) 応募に必要な書類
  - ① 別記様式第1号「令和元年度山形県環境保全活動支援事業応募書」
  - ② 別記様式第2号「令和元年度山形県環境保全活動支援事業費補助金事業計画書」
  - ③ 別記様式第3号「収支予算書」
  - ④ 添付資料
    - ・団体の概要、役員名等が分かる資料
    - ・定款、寄附行為又は規約等
    - ・直近の事業報告書及び決算書
    - ・事業内容に関する資料（チラシ、レジュメ等）
  - ⑤ 応募に関する注意事項
    - ・必要に応じて別途追加資料をお願いする場合がありますので御承知ください。
    - ・応募に係る一切の費用は応募者自身の負担となります。
- (5) 審査
  - ① (1)の受付期間内に受理された応募書類を審査会で審査のうえ、採択又は不採択を決定し、結果を応募者に通知します。
  - ② 審査は、別に定める審査要領に基づき行います。
  - ③ 審査項目は、別表2のとおりとします。
  - ④ 審査の結果、対象経費を減額調整して採択することがあります。

※応募書類のデータファイルは山形県のホームページからダウンロードできます。

<http://izp2.pref.yamagata.jp/ou2/kankyoenergy/050015/syou-energy/>

（ホーム→組織で探す→環境エネルギー部→環境企画課）

## 第8 事業スキーム



## 第9 補助事業に関する注意事項

- (1) 補助対象経費は、補助金交付決定後、補助対象期間内に補助事業に対して支出する（実際に支払が行われる）費用に限られます。交付決定前に支出した費用や、補助対象期間を過ぎて支出した費用は補助対象外となりますので、御注意ください。
- (2) 補助金は精算払いです。
- (3) 補助事業者は、補助対象経費の収支状況等を証する書類を整備し、事業完了年度の翌年度から起算して5年間保存する必要があります。
- (4) 採択された補助事業は、非公開とすべき情報（要相談）を除き、公開することがあるほか、取組状況・成果発表等をお願いすることがあります。予め御了承いただき、御協力をお願いします。
- (5) 補助事業の参加者に対し、「山形県民CO2削減価値創出事業」で得られた収益を活用している旨の周知をお願いします。

別表 1 (第 4 関係)

補助対象経費	補助金の額
①外部講師等に係る謝金及び旅費 ②印刷製本費（パンフレット、チラシ等の印刷費） ③消耗品及び材料購入費（事業の実施に直接必要な資材、燃料費等） ④通信運搬費（郵送料等） ⑤保険料（事業の実施に係るもの） ⑥使用料（会議室等賃借料、事業の実施に使用する機材等の借上げ料等）  ※次の経費については、対象外とする。 ・施設の維持管理に要する経費 ・事業実施主体構成員への謝礼、賃金、旅費及び委託料 ・事業参加者への日当（記念品等含む）、旅費及び飲食代 ・汎用性のある資材の購入 ・個人で準備することが適当と考えられるもの ・先進地視察や研修受講など自己啓発に係る経費 ・土地の借上げ、買取り ・証拠書類によって金額が確定出来ないもの	補助対象経費の実支出額又は20万円のいずれか低い額

別表 2 (第 7 (5) 関係)

審査項目	審査内容	配点
実施体制	事業を円滑に遂行する体制や能力を有しているか。	10
自主性・先進性・継続性	自主的な取組みであり、先進的で他の模範となるにふさわしい取組みか。また、継続的な取組みに繋がるものか。	10
テーマ設定・実現性	テーマ（事業区分）に資し、県の助成事業としてふさわしいものか。また、実現可能性の高い取組みか。	10
補助金の用途	補助金の用途は適切、かつ、効果的か。	10
環境保全への寄与	環境保全や地域貢献への寄与度が高い取組みか。また、波及度合いの高い取組みか。	10
C02 排出量削減への寄与 【加点】	事業内容が C02 削減に資すると認められるか。	5
	合 計	55

※「C02 排出量削減への寄与」を除き、1 項目以上で 3 点以下がある場合、もしくは合計点が 25 点以下の場合は、原則不採択となります。

※ 山形県民 CO<sub>2</sub>削減価値創出事業 収益還元事業

- 山形県民 CO<sub>2</sub>削減価値創出事業は、家庭等への再エネ設備（太陽光発電設備、木質バイオマス燃焼機器）導入による CO<sub>2</sub>削減効果を集約し、環境価値として「見える化」したものを都市圏の企業等に売却する県民参加型の事業です。
- この事業で、政府より認証された環境価値（1,509 t-CO<sub>2</sub>、2,203 件分）を、平成 30 年度に売却した収益を活用して事業を実施するものです。

[平成 30 年度売却先]

カルネコ株式会社（東京都中央区）、アキレス株式会社（東京都新宿区）、株式会社チノー（東京都板橋区）、新電元工業株式会社飯能工場（埼玉県飯能市）

山形県知事 氏 名 殿

(住所)

(団体名称)

(代表者氏名)

㊟

令和元年度山形県環境保全活動支援事業応募書

令和元年度において、山形県環境保全活動支援事業を実施したいので、令和元年度山形県環境保全活動支援事業募集要領第7の(4)により関係書類を添付して応募します。

別記様式第2号（補助金交付要綱 別記様式第1号）

令和元年度山形県環境保全活動支援事業費補助金事業計画書

事業の名称	
事業の目的	
事業の区分 ※いずれかに○	<ul style="list-style-type: none"> <li>・地域の環境の保全に係る知識の普及に関する事業</li> <li>・地域の環境の保全に係る実践的な活動に関する事業</li> </ul>
事業のテーマ ※該当するものに○ (複数可)	<ul style="list-style-type: none"> <li>① 地球温暖化を防止する低炭素社会の構築</li> <li>② 再生可能エネルギー等の導入による地域の活性化</li> <li>③ ゴミゼロやまがたの実現に向けた循環型社会の構築</li> <li>④ 豊かな環境を守り、活かす自然共生社会の構築</li> <li>⑤ 安全で良好な生活環境の確保</li> <li>⑥ 環境教育を通じた環境の人づくり</li> </ul>
事業内容  ※これまでの活動の経緯を踏まえ、事業の新規性についても記載のこと。	
実施予定期間	
実施予定場所	
対象者・人数	
事業の効果  ※事業実施後の活動計画、目標についても記載のこと。	
特記事項等	

別記様式第3号（補助金交付要綱 別記様式第2号）

収支予算（決算）書

1 収入の部

(単位：円)

項目	予算額	決算額	差引額 (決算額－予算額)	備考
県補助金				
自己資金				
その他				
合計				

2 支出の部

(単位：円)

項目	予算額	決算額	差引額 (決算額－予算額)	積算根拠
合計				

- ※ 収入と支出の合計金額が一致するように作成すること。
- ※ 申請時は、「決算額」及び「差引額」の欄は空欄とすること。
- ※ 収支決算書には、支出の状況を確認できる請求書及び領収書等の写しを添付すること。